

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受ける方へ

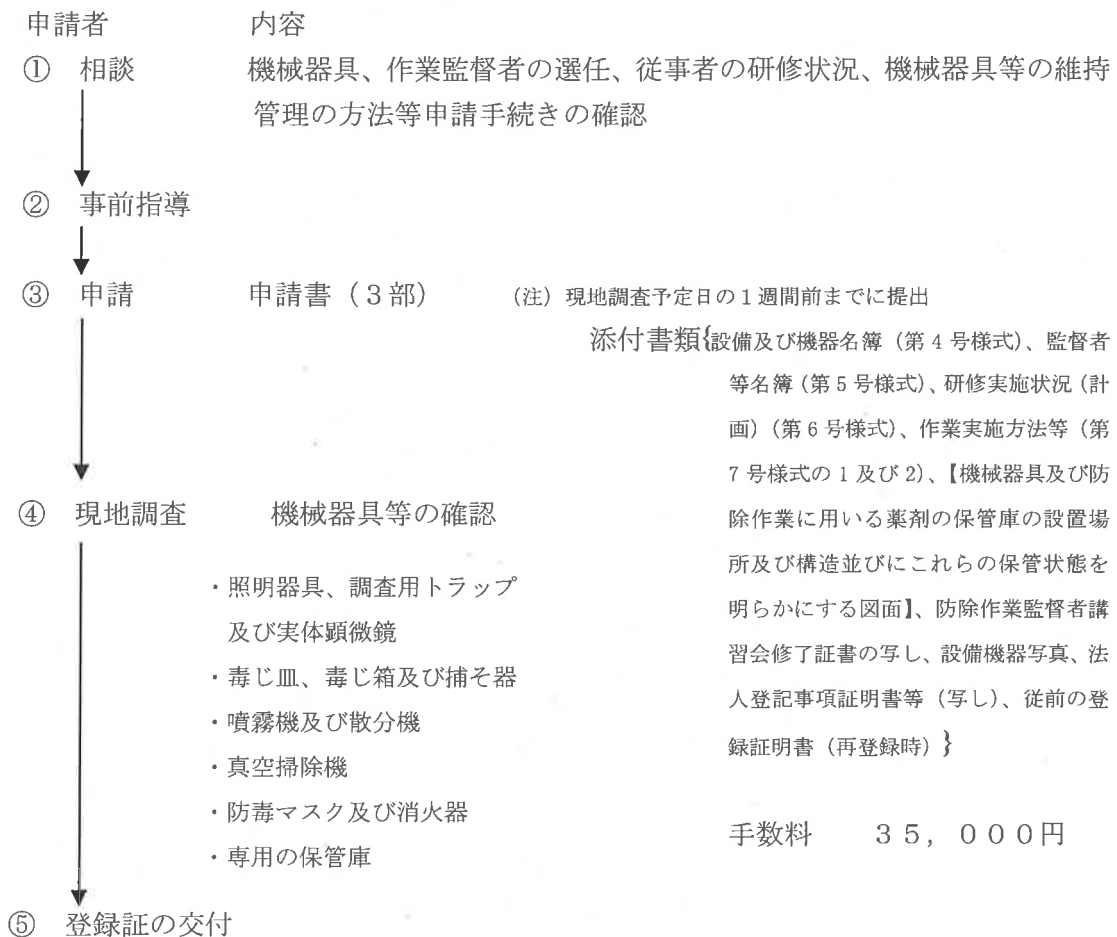
建築物ねずみ昆虫等防除業とは：建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
(シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しない)

- 登録を受けようとする方は、営業所（事業活動の根拠地かつ契約を締結する場所、単なる作業員控室等を除く）ごとに営業所の所在地を管轄する保健所にて下記手続きを行ってください。

なお、業者が登録を受けない場合は、業務が制限されることはありませんが、登録業者又はこれに類似する表示を行うことができません。

登録の有効期間は6年であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録（再登録）を受けなければなりません。

登録までのフロー図



※申請書記載上の注意事項

- 申請書（第3号様式）の「住所」、「氏名又は名称」の下欄に代表者の住所及び氏名を記載してください。
- 研修実施状況（計画）（第6号様式）には、新規の場合は、過去1年の実施状況及び今後1年の計画、再登録の場合は、過去6年の実施状況及び今後1年の計画において、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全・衛生を記載してください。また、「対象従業員数」には、作業に従事する者すべての人数を記載してください。
- 作業実施方法等（第7号様式）には、以下の内容を記載してください。
(告示第117号参照)

①作業工程(事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。)

- ②使用する薬剤の種類
- ③薬剤の保管方法
- ④機械器具等の点検の方法
- ⑤保管庫の管理責任者の氏名
- ⑥作業報告作成の手順

○機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫の要件

- ア①機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること
 - ②薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
 - ③引火事故の起こりにくい構造となっていること
 - ④機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること
 - ⑤他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること
 - ⑥保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること
- イ 原則として自動車を保管庫とすることはできませんが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認められます。
- ①上記①から④までに掲げる要件を満たしていること
 - ②自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと
 - ③自動車を適切に保管できる車庫を有すること
 - ④冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること
 - ⑤薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること

※登録後の注意事項

- 作業従事者に対する研修は、年1回以上実施する必要があります。
- 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者として登録を受けることはできません。また、同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具又は同一の監督者等で登録を受けることはできません。
- 登録業者は、変更又は廃止があったときは、30日以内に届出をしてください。
- 変更の届出が必要な事項
 - ①氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
 - ②登録基準に係る主要な機械器具その他の設備：変更後の機械器具の概要を記載した書面
保管庫の変更の場合：変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の配置を明らかにする図面
 - ③監督者等：変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類
 - ④作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法：変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日)

(厚生労働省告示第117号)

第七 規則第29条第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の使用員及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 六 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 七 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 八 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。